

# 御代田町ゴミ事情

## ごみの減量化を進める

ごみの減量化を進めることは、

私たちの生活にとって重要な課題です。

御代田町では、町民のみなさん

一人ひとりの分別排出などの努力により、

ごみの減量化について大きな成果をあげています。



井戸沢最終処分場社会科見学(南小学校4年生)

### 平成20年度 ごみの総排出量の概要

ごみの総排出量は平成18年度をピークに減少傾向にあります。平成20年度中の総排出量は前年度比2.2%減少し、2,922tでした。

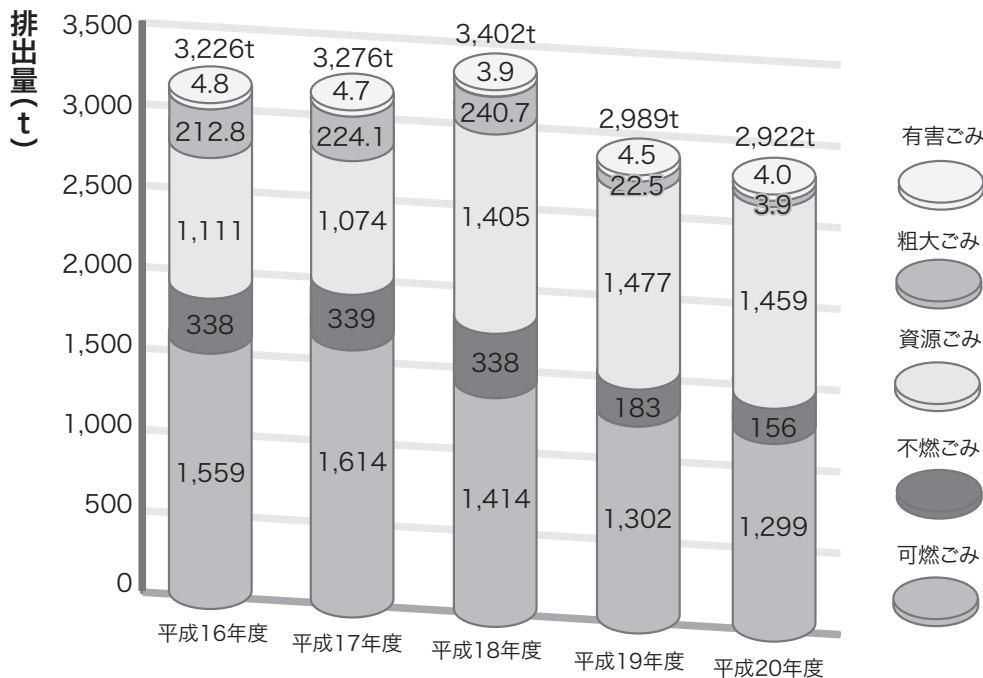
収集区分別排出量では、可燃ごみが前年比0.2%減で、1,299t、資源ごみが前年比1.2%減で、1,458.7t、その他ごみ(不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ)が前年比21.6%減で、164.3tでした。(表参照)

今後もごみの分別、資源化の努力とあわせて、ものを買う時ごみが出ないようにするなどの工夫も引き続きお願いします。

問い合わせ先

町民課環境衛生係  
(32)3111(内線47・74)

御代田町ゴミ排出量の推移



# 意識を変えて、

# みんなでも守るきれいな空気

ごみの焼却は、平成14年12月1日から一部の例外を除き禁止されています。違法な焼却行為は罰則の対象になります。ごみは燃やさず、きちんと分別し、指定された日に集積所に出しましょう。

## 焼却禁止の

例外は：

### ① 次の基準をすべて満たす焼却設備での焼却

- 800℃以上で焼却できるもの
- 外気と遮断された状態で定量ずつごみを投入できるもの
- 炉内の温度を測定でき、温度を保つための助燃装置が設けられているもの

### 禁止

ドfum缶やフロック積囲いでの焼却は禁止です。  
穴を掘っての焼却(野焼き)も禁止です。

### ② 法令に基づいて行う焼却

- 病害虫のついた木の枝の焼却
- 伝染病にかかった家畜の死体の焼却

### ③ 公共的もしくは社会の習慣上やむを得ない焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるとして政令で定める焼却

- 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- 凍霜害を防ぐためのわらの焼却

### 禁止

廃タイヤの焼却は認められません。

### ● 風俗習慣上または宗教上の行事を行なうために必要な焼却

- 「どんど焼き」などの地域の伝統行事による焼却

- 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる焼却
- 田畑でのわらや土手草の焼却、炭焼きなど

### 禁止

廃ビールの焼却は認められません。

- たき火そのほか日常生活を営むために通常行なわれる焼却で軽微なもの
- 庭先でのたき火、キャンプファイヤーなど

### 禁止

ごみを燃やすのはたき火ではありません。

## お盆期間中のごみの収集日程

お盆を含む8月10日(月)から8月16日(日)の収集は次のとおりです。

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日	10	11	12	13	14	15	16
収集するごみ種別	生ごみ	プラスチック容器包装	不燃ごみ	生ごみ	休み	休み	休み

14日～16日の収集が休みです